

環循適発第 2608072 号
環循再発第 2608071 号
令和 8 年 8 月 7 日

熊本県廃棄物主管部長 殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
(公 印 省 略)

災害廃棄物対策室長
(公 印 省 略)

令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等の緊急的な公費解体・撤去の実施について
(周知)

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により損壊した家屋等については、今後、貴県各市町村において、環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」等も活用しつつ、公費による解体・撤去が進められていくものと存じます。

二次災害のおそれがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合、解体・撤去工事を行う事業者からの見積等を取得し、緊急随意契約により解体・撤去する、いわゆる緊急的な公費解体・撤去が可能です。このような対応が必要な場合には、更なる被害等を防ぐためにも、緊急的な公費解体・撤去の円滑な実施をご検討ください。

緊急的な公費解体・撤去の実施にあたっては、「公費解体・撤去マニュアル(第 6 版)(環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和 8 年 3 月)」をご参照ください。

貴県におかれましては、貴管内市町村に対して本通知を周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

【問合せ先】

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
連絡先：03-5521-8337
災害廃棄物対策室
連絡先：03-5521-8358

○公費解体・撤去マニュアル（第6版）

（環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室、令和8年3月）（抄）

2. 公費解体・撤去に係る受付体制の確保・契約・施工

（2）業者との契約における留意点

2）緊急に解体・撤去を要する場合

二次災害の恐れがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合、解体・撤去工事を行う業者から見積等を取得し、緊急随意契約により解体・撤去を行うことができる。解体・撤去にあたっては、原則として、事前に所有者等の同意が必要となることに留意が必要である。

なお、損壊家屋等による二次災害の発生を防止するなど、行政上の課題に対するために実施される措置については、個別法の趣旨及び内容に照らして違法性がないと判断される可能性がある。

つまり、所有者の解体・撤去の同意が得られない場合（所有者の一部の同意が得られない場合も含む）でも、個別法による措置が可能である場合もある（状況によっては、公費解体・撤去ではなく、一部解体等の措置しか認められない場合もある）。こうした解体・撤去においては、関係部局と連携し、それぞれの法令・制度の役割に留意した上で、既存の判断などを参考に、適用可否を判断されたい（詳細は3.（7）に掲載）。

3. 公費解体・撤去等に係る関係者の同意の取得等に関する手順等

（7）緊急に解体・撤去を要する場合（一部再掲）

二次災害の恐れがある場合や周辺的生活環境への影響が見込まれる場合、解体・撤去工事を行う業者からの見積等を取得し、緊急随意契約により解体・撤去を行うことができる。解体・撤去にあたっては、原則として、事前に所有者等の同意が必要となることに留意が必要である。

なお、損壊家屋等による二次災害の発生を防止するなど、行政上の課題に対するために実施される措置については、個別法の趣旨及び内容に照らして違法性がないと判断される可能性がある。

つまり、所有者の解体・撤去の同意が得られない場合（所有者の一部の同意が得られない場合も含む）でも、個別法による対応が可能である場合もある。こうした解体・撤去においては、関係部局と連携し、それぞれの法令・制度の役割に留意した上で、既存の判断などを参考に、適用可否を判断されたい。

<参考：個別法による対応可能性について>

個別法による対応可能性について以下のとおり整理した（個別法の並びは所管官庁の建制順）。

○災害対策基本法に基づく応急措置、応急公用負担等

- ・ 災対法第62条に基づき、市町村長は「当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき」に「災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置」を実施しなければならないとされており、災対法第64条第2項において「応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき」に「現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの」の除去や「その他必要な措置をとることができる」ものとされている。

これらの規定は、現存する建物の全部解体・撤去まで含めた措置を実施することを想定したものとはされていないが、市町村長の判断として、これらの規定に基づき、家屋の一部撤去等を行った事例は存在する。

○道路法に基づく措置

- ・ 災害を受けた工作物又は物件で道路管理上の支障となるものについては、道路法（昭和27年法律第180号）第42条を適用し、原則として所有者等の同意を得て、道路管理者が除去を行うこととなるが、所有者等が財産性を主張する損壊家屋が道路法上の道路の区域に存置されており、道路の構造に影響を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められるにも関わらず、所有者等が除去に同意しない場合には、以下の措置がとりえる。
- ・ 道路法上、道路区域内に道路管理者の許可を得ずに物件を設置することは禁じられているところ、道路法第44条の3において、損壊家屋等の占有者、所有者等、道路区域内に道路管理者の許可を得ずに存置されている損壊家屋に権原を有する者（以下、「家屋の占有者等」という。）に対し、道路法第71条第1項に基づく必要な措置をとるように命じたにもかかわらず当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらない場合又は家屋の占有者等が現場にいないために、道路法第71条第1項の規定に伴う必要な措置をとることを命じることができない場合には、道路管理者は「自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる」こととされている。
- ・ なお、道路法に基づく措置の場合、道路区域内への影響などを踏まえ、道路管理上必要な範囲に限定され、必ずしも損壊家屋全てを除去できるわけではないこと、除去した損壊家屋については道路管理者に保管義務があること、道路管理者には、除去した損壊家屋を保管している旨の公示義務があること及び除去等により生じた費用については家屋の占有者等の負担となることについても留意が必要である。

○空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

- ・ 空家法に基づく特定空家等の内、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあるものについては、同法第22条に基づき、市町村長（特別区の区長を含む。）が必要な手続きを経て代執行することが可能である。費用については、公費ではな

く、所有者等に求償することとなることに留意が必要である。

※ 空き家対策として条例又は法令に基づき緊急安全措置を行った事例を国土交通省のHP にて公表している。¹

¹ 空き家対策における事例集（令和３年４月、国土交通省 住宅局 住宅総合整備課）
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001402750.pdf>